

岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳、搾乳を行うためのスペースとして授乳・搾乳・おむつ替え用テント等（以下「テント等」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 テント等の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想、宗教、営利の活動を目的としないイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申込み)

第3条 テント等の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、貸出しを受けようとする日の6月前の日から7日前の日までに申込書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出承認書（様式第2号）又は岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出不承認書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、市が主催するイベントを優先とし、その他は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 テント等の貸出期間は、イベントの実施期間に前後2日を加えた期間とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 テント等の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 テント等の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら市長が指定する場所においてテント等を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時にテント等に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、テント等の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 テント等を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合、若しくはテント等の全部又は一部を紛失又は滅失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 テント等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、テント等の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出申込書

年 月 日

岡崎市長 様

(申込者) 住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者名 _____

授乳・搾乳・おむつ替え用テント等の貸出を下記のとおり申し込みます。

なお、使用に当たっては、岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出要綱を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
イベント内容	※イベント内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
開催場所	
参加費等	無・有（ 円）
貸出希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
貸出希望物品	<input type="checkbox"/> テント (セット) <input type="checkbox"/> 重り (20kg × 4個) (セット) <input type="checkbox"/> おむつ替え台 (個) <input type="checkbox"/> 折りたたみ椅子 (脚)
連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者名： 電話番号：

(提出先：岡崎市こども部こども育成課 TEL0564-23-6820)

様式第2号（第4条関係）

岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出承認書

年 月 日

様

岡 崎 市 長

年 月 日付けで申込みのありました授乳・搾乳・おむつ替え用テント等の貸出しについて、下記の留意事項を御理解いただいた上で貸出しを承認します。

記

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~	年 月 日
貸出物品	<input type="checkbox"/> テント セット <input type="checkbox"/> 重り (20kg × 4個) セット <input type="checkbox"/> おむつ替え台 個 <input type="checkbox"/> 折りたたみ椅子 脚	
イベント	イベント名	
	開催場所	
備考		
その他	申込者の方は、授乳・搾乳・おむつ替え用テントの貸出及び返却日時等について、岡崎市こども部こども育成課（0564-23-6820）と事前に打合せしてください。	

（留意事項）

- 1.使用説明書に従って使用すること。
- 2.貸出物品を破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。
- 3.虚偽の申込みにより使用した場合、又は岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出要綱に反する場合は貸出承認を取り消します。
- 4.雨天等で天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合の屋外使用は認めない。
- 5.天候不良の時、強風や突風が予想される時はテント等の使用を中止すること。
- 6.複数日にわたるイベント時にテント等を屋外で使用する場合は、その都度、撤収し、申込者の責任において保管すること。
- 7.テント等の設置から撤去までに際しては、常に周囲の安全及び室内の衛生面等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、申込者の責任において適切に処理すること。
- 8.その他岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出要綱を遵守すること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出不承認書

年 月 日

様

岡 崎 市 長

年 月 日付けで申込みのありました授乳・搾乳・おむつ替え用テント等の貸出し
について、下記のとおり不承認とします。

記

イベント名	
不承認理由	

様式第 4 号 (第 9 条関係)

岡崎市授乳・搾乳・おむつ替え用テント等貸出承認取消書

年 月 日

様

岡 崎 市 長

年 月 日付けで承認しました授乳・搾乳・おむつ替え用テント等の貸出承認を
下記のとおり取り消しますので通知します。

記

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
イベント	イベント名	
	開催場所	
取消日		
取消理由		